

令和3年度新SBIR制度加速事業のフォローアップの方向性 資料2

新SBIR制度加速事業は、各事業の取組や、事業体系の構築の状況を検討し、民間研究開発投資の誘発等の施策効果を毎年度評価。事業のメリハリ付けなど事業効果の向上に向けた改善を進める。

フォローアップの方法(案)

令和3年度新SBIR制度加速事業における、文科省及び経産省の施策※について、以下の評価を実施する。

※文科省：大学発新産業創出プログラム(START)プロジェクト推進型(SBIRフェーズ1支援)、経産省：研究開発型スタートアップ支援事業(SBIR推進プログラム)

<評価の観点(評価項目)>

(1)各事業の取組の状況

○計画に示した取組を着実に実施したか(アウトプット)：

研究開発課題ごとの応募状況、採択状況、採択者(スタートアップ・中小企業・研究者等)の研究開発実施能力等

○取組に効果があったか(アウトカム)：

採択者の状況

・採択者の研究開発目標の達成状況、事業に対する満足度(研究開発課題に対する満足度は除く)

・採択者の起業(会社設立・ベンチャーへの技術移転)見込み(知的財産の取得、売上、技術移転、起業時期の見通し等)

(2)事業体系の構築の状況

○基礎研究から事業化フェーズまでの切れ目ない事業を実施するために必要な枠組みの構築に係る取組を実施したか(事業実施における省庁連携PM、各省庁PM、各省庁の事務局担当者の連携等)

(3)「指定補助金等の交付等に関する指針」の実施の状況



施策効果の評価(民間研究開発投資の誘発等の見込み)の判定

「S」(非常に優れている)、「A」(優れている)、「B」(順調である)、「C」(やや不十分である)、「D」(不十分である)のいずれかの評定を付与。
(目標達成でB判定とする。)

※ 評価結果については、令和4年度新SBIR制度加速事業実施方針案を作成する際に考慮。

(考慮例) 各評定を総括した評価結果を比較し、令和4年度における施策の継続に必要な予算額を配分する。